

弊社の「公正な M&A の在り方についての意見・情報提供」の要旨

2019 年 1 月 29 日

株式会社ストラテジックキャピタル



利益相反構造のある M&A の在り方を検討するに際し、最も重視すべきは少数株主の利益保護である。その理由は、MBO と親会社による従属会社買収の共通点は、買い手側が意図的に被買収企業の株価を低迷させて、被買収会社の少数株主から株式を強圧的に安く買い叩くことができるからである。

<特別委員会について>

- ▶ 株主に対し善管注意義務を負っており、かつ、少数株主の利益代表である社外取締役とスチュワードシップ責任を負っている機関投資家から構成されるべき
- ▶ 議事録及び取締役会に提出する意見書又は報告書の作成を義務付け、これらを公表すべき
- ▶ 特別委員会が認める買い手候補には、デューデリジェンスをさせるべき（マーケットチェック）

<株式価値算定、フェアネスオピニオン>

- ▶ 残念ながら、日本の裁判所と買い手の意向を忖度するアドバイザーでは、少数株主にとってフェアな価格算定は期待できない

<MOM 条件>

- ▶ 政策保有株主は少数株主には算入すべきではない
- ▶ 会社再編である以上は少数株主の 2/3 超の応募又は賛成を必要とすべき

<その他>

公開買付けによる従属会社買収だけではなく、親会社が子会社を株式交換、合併等の組織再編によって完全子会社化とする場合にも新たなガイドラインは適用されるものとすべき